

【特集】

フリーランス・事業者間取引適正化等法の意義と展望

近年、働き方の多様化が進み、フリーランスという働き方が社会に普及してきた。労働者は労働法により手厚く保護されるが、組織を離れ独立した事業者となれば、社会の荒波に立ち向かわなければならない。フリーランスと発注事業者とは交渉力等に格差があり、報酬の不払いやハラスメントなど様々な問題やトラブルが報告され、フリーランスが安心して働ける環境を整備する必要がある。

令和6年11月1日にはいわゆるフリーランス・事業者間取引適正化等法が施行されたが、本法では、多種多様な業界で活躍しているフリーランスとの業務委託取引について、「取引の適正化」と「就業環境の整備」の2つの観点から、発注事業者が守るべき義務と禁止行為を定めており、その附則2条には、「政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の規定の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と規定されている。

そこで本特集では、フリーランスに焦点を当て、本法の創設経緯や今後の展望、施行後の政府の取組、さらにフリーランスが直面したトラブル事例の解説とあわせて、所得税の取扱いについても検討した。

- 1—フリーランス・事業者間取引適正化等法創設の経緯と展望●及川 勝
- 2—フリーランス・トラブル110番の概要と寄せられる相談事例●山田康成
- 3—フリーランス・事業者間取引適正化等法の概要と政府の取組
●松風宏幸・武田雅弘・立石祐子
- 4—フリーランスによる副業、独立起業に係る所得税の留意事項●岩崎政明

フリーランス・事業者間取引適正化等法創設の経緯と展望

及川 勝◎ 全国中小企業団体中央会常務理事

I 法創設の経緯

1 法制度の創設

フリーランス・事業者間取引適正化等法の正式名称は「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（以下、フリーランス法）であり、第211回国会において、令和5年4月28日に全会一致で可決・成立し、同年5月12日に公布された。約1年半の周知期間をとって、令和6年11月1日から施行されている。

同法は、「取引の適正化」と「就業環境の整備」を図ることを目的に、フリーランスを事業者として整理し（従業員を使用せず、代表者以外に役員がいない個人事業者）、発注事業者に課す義務等を規定している。

2 立法化の経緯

デジタル化やサービス経済化の影響等により、個人の経験、知識、スキルによる多様な働き方が増加する中、フリーランスとして働くことを選ぶ者が増えている。「人生100年時代」と言われる時代となり、定年後もイキイキと過ごすために自由な働き方をしている者は周りにもいる。伝統的な自営業者は大幅に

減少する一方、新しい形態の個人委託が進んでいる。下請利用から個人委託への流れがあるように感じられる。

フリーランスは、令和4年の総務省の「就業構造基本調査」によれば、本業がフリーランスという者は約209万人にのぼる。多種多様な職種（昔からの建設現場の一人親方や営業マンから、インストラクター・トレーナー、配送・運送ドライバー、ユーチューバーなどWeb・フォト系クリエイター、技術開発系エンジニア、出版・メディア系など実に多岐にわたる）において働いている。

雇用労働者でないフリーランスには原則として、労働基準法等労働関係法規が適用されず、取引先の規模によっては、下請代金支払遅延等防止法（以下、下請法）による保護対象とはならない者が多い。フリーランスとして働く当事者からは、「契約条件があいまい・事前に明示されない」「就業時間・休日に関する規制がない」「業務上の負傷・疾病時の補償がない」ことなど取引条件や業務内容が十分に又は全く示されない取引が多く、このことが様々なトラブルを増加させている。

このような背景の下、単独で業務を遂行する個人や一人社長であるフリーランスが適切な取引と就業環境で働けるよう保護するために立法化された。

3 本会の対応

全国中小企業団体中央会（以下、本会）では、令和4年2月から、本会が常設する「取引問題委員会」において、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省が策定した「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」（令和3年3月26日）を踏まえ、フリーランスを保護するための新たな立法措置に向けて、①現在のフリーランス取引において課題となっている事項、②フリーランスと発注事業者の双方の立場から、法律で保護すべき点、規制すべき事項をそれぞれ整理し、改善の方向性について検討を行った。

委員には、学識経験者やフリーランス関係者と共に協同組合日本俳優連合、協同組合日本シナリオ作家協会、新潟まんが事業協同組合、協同組合日本イラストレーション協会、全国ソフトウェア協同組合連合会、全国赤帽軽自動車運送協同組合連合会、全国建設業協同組合連合会など本会の会員団体が参画した。

そこでの検討結果を9月に7つの提言として取りまとめ、本会 HP 等において公表した（<https://www.chuokai.or.jp/index.php/3806/>）。その提言に基づき、中小企業庁、公正取引委員会、厚生労働省等に対して意見、要望を行った。

4 成立した法律骨子

フリーランス法は、第2章でフリーランスの取引の適正化、第3章でフリーランスの就業環境の整備に関するルールを2本柱として定めている。「取引の適正化」は、下請法の規定を参照して作成された規制内容となっている。「就業環境の整備」は、職業安定法、労働基準法等の労働関係法規を参照して作成された規制内容となっている。第1章、第4章と第5章で、この2本柱に共通する用語の定義（本稿では定義解説を省略するとともに、

分かりやすさの観点から法律用語ではない「フリーランス」と表記）や罰則等を定めている。

フリーランス法を活用する立場からは、2本柱の規制のうち、報酬や旅費手当、働く業務時間などは取引にも就業にも深く関係することから、共通する章にまとめた方が分かりやすい法律になったのではないかと感じている。

なお、フリーランス法の適用範囲は「その事業のために」となっており、「業として行う」ことが要件となっている下請法よりも広く、取引内容の違いによる要件もなく、建設工事も対象となることから、規制される中小・小規模事業者への影響は大変大きい。

5 法執行

報告徴収や立入検査を妨害等した事業者又は命令に違反した事業者は50万円以下の罰金に処される。違反行為者を罰するほか、その所属する法人も処罰される（両罰規定）。また、厚生労働大臣が勧告等のために行った報告徴収を妨害等した事業者は20万円以下の過料に処せられる。

中小・小規模事業者が発注事業者となる場合、履行すべき義務や禁止規定について、経営者はもちろんのこと従業員に対してもしっかり理解を促していくことが求められる。

こうした中、令和7年3月28日、公正取引委員会は、フリーランス法施行後初めてとなる是正指導を行った旨を公表した。フリーランスとの取引が多いゲームソフトウェア業、アニメーション制作業、リラクゼーション業及びフィットネスクラブの事業者の45事業者に対して、契約書や発注書の記載、発注方法、支払期日の定め方等の是正を求めるなど違反事案に対して執行した。やはり、取引の適正化を図る上で最も基本的となる取引条件の明示義務の違反が目立つ。業種・業態別のきめ細かな制度周知を痛感している。

Ⅱ 展望

フリーランス法は「取引の適正化」と「就業環境の整備」の観点から規制を図り、フリーランスを保護する法律であり、まずは引き続き徹底的な周知・広報が重要である。次に、安心、信頼を確保するための社会的なルールづくりとその定着が必要と考えている。フリーランスの人達が充実感や安心感・幸福感をもって働いていくことが大切であり、今後の環境整備に期待することを述べたい。

1 徹底的な広報と小規模事業者の対応を促す支援の強化

フリーランス法は、役員の有無と従業員の使用の有無によって、個人なのか組織であるかを判断し、規制対象を判断している。フリーランス法は、下請法と異なり、従業員を使用していれば、規制の対象先となる。下請法の下で保護を受けてきた小規模事業者は、フリーランスに対しては優越的な立場にあり、規制を受ける。いわば、下請事業者として保護されていると認識してきた小規模事業者が、加害者側の立場に回ることとなった。この認識の定着にはかなり時間と労力を必要とすると感じている。

本会では、法施行スタート時は、フリーランス・小規模事業者との間の取引現場においてかなり混乱が起こるのではないかと危惧し、小規模事業者にターゲットを絞った分かりやすい徹底的な制度広報を強く要望してきた。公正取引委員会は「フリーランス取引適正化室」を創設するとともに特設ウェブサイトを開設し、パンフレットやQ&Aなどを使って積極的に制度を周知している。地下鉄やタクシーの乗車時に動画広報が行われているのを実際に見ることがあり、広報が強化され

たことに感謝申し上げるとともに広報の徹底を引き続きお願いしたい。

問題は、制度の理解推進と並行してその対応が追い付いていないことにある。法制度の周知を踏まえて、発注小規模事業者が具体的な行動を取っておらず、自発的な対応と言われてもどうしたらいいのか分からない等の声も聞かれる。「フリーランス・事業者間取引適正化等法の被疑事実についての申出窓口」等で蓄積された事案の対策事例集のようなものがあると有難い。本会としても、制度の周知にとどまらず、会員である業種別団体ごとの具体的な対応を支援していくこととしている。

2 安心、信頼等の確保措置

住宅入居等の福利厚生、税務の手続き等は、フリーランスにとって大きな負担となっており、心身両面のストレスにとどまらず、様々な負担が固定化されると社会不安感の一因となる。税制と保険などフリーランスに関する制度改善を活用して、各種法令の遵守はもとより、フリーランスを対等な関係にある者との認識を社会全体で共有していくことが求められる。

(1) インボイス

令和5年10月からインボイス制度が始まり、企業が業務委託者を正社員化して、給与所得にすることで消費税を回避する動きや消費税相当額を協賛金等の名目で差し引くなど様々な混乱があると思われたが、政府や税理士会をはじめ中小企業支援機関の懸命な制度広報や窓口支援等により、混乱も想定内にとどまったと思われる。他方、従来は消費税の課税される売上高が年1千万円以下であるとして消費税の納税を免除されていたフリーランスには、消費税の納税を促す契機となるなど大きなインパクトとなった。インボイス制度は、企業から業務委託を受けているフリーランスにとって、自身が事業者であることを

強く意識させた。

フリーランスの中でもインボイスを無視できないのは、取引先に売上高1千万円超の課税事業者がいる者、ビジネス利用の顧客がいる者、業務委託契約で仕事をしている者であり、例えば、経費利用される飲食店、個人タクシー運転手、トラックドライバー、フードデリバリー、一人親方、システムエンジニア、デザイナーなどが挙げられる。免税事業者だったフリーランスが適格事業者となり、納税負担とその経理事務を実際に経験すると、頭でイメージしていた以上に納税額と費やす時間コストが大きく、現実は深刻であったと思われる。納税負担を担うこととなった者は、2割納付税額の軽減措置が終わる令和8年9月30日以降の対応の準備や、また免税事業者との取引の仕入税額控除緩和の経過措置（令和11年9月30日まで）の間に、税理士等の支援により、他社との違いをつくり、代替が利かないような領域をつくるなど、経過後の姿を見定めた経営計画書をつくることが成長する道となろう。

(2) 所得税の課税最低限

3月31日に令和7年度税制改正法案が可決され、成立した。所得控除に年収上限を設けて就業意欲を阻害するような税制には違和感を覚えるフリーランスは少なくないのではないか。就業調整基準として意識されている「103万円の壁」が大きく注目され、政府の改正案では、所得税の基礎控除が48万円から58万円へ、給与所得控除の最低額が55万円から65万円へとそれぞれ10万円引き上げて計123万円としていた。その後、与党と国民民主党との協議を経て、最終的には給与所得控除は65万円のままとする一方で基礎控除を95万円とし、課税最低額は計160万円に引き上げられた。フリーランスにとっては、所得税の基礎控除の方が上がったことは朗報になったと思われる。

(3) 労災保険

令和6年11月から、フリーランスは労災保険の「特別加入」の対象となった。従来から労災保険には、一定の要件を満たす場合に労働者以外にも労災保険料を自己負担することで特別に加入することができ、補償を受けられる「特別加入制度」が認められていたが、令和3年以降、IT系フリーランスやフードデリバリーの自転車配達員等、制度創設当初にはなかった仕事の対象に追加・拡大されてきた。税理士等から「特別加入」の手続きを勧奨していただきたい。

3 プラットフォーム等マッチング業者の介在～取引仲介事業者の組織～

フリーランスと発注者との間に、両者を繋ぐプラットフォーム等のマッチング業者が介在する場合がある。フリーランス法の創設の検討過程において、取引の仲介事業者に対する規律を設けることも検討されたが、見送られた。デジタル化の進展に伴って、広範に業務委託取引のあっせん仲介が行われており、仲介事業の役割が増しているが、その実態は再委託型、媒介型、プラットフォーム型など様々である。取引の仲介事業者に対する規制については、法執行状況を踏まえたフリーランス法の見直しの時期に、フリーランス法5条2項の新号創設（フリーランスの活動を制約する競業避止義務や専属義務等）や即時解約と違約金に関する規律の追加などとともに議論されると思われるが、プラットフォーム等の仲介事業者の検討に際して、その組織に期待することがある。

労働市場の変化を踏まえると、多様な働き方を志向する傾向は深くかつ広く波及していくであろう。フリーランスという働き方は、雇用による拘束を受けず、才能を活かし、自由な場所と時間を選んで働くことができることから、個人の能力を個別的に活用したいと

いう当事者本位であることを基本としつつも、他方、取引当事者間で生じる格差はフリーランス個人の生活に直接影響を及ぼすこととなる。個人で事業を行う性質上、フリーランス法で規律する取引条件や就業環境面にとどまらず、様々な格差が生じてこよう。フリーランスはスキルと知識を持った新しい働き方と言いつつ、取引先が非常に少ないという実態があり、新規の取引先を見つけることは難しい。最悪、使い捨てのような個人利用にもなりかねない。ギグワーカーやクラウドワーカーが孤独あるいは疎外感を強め、ウェルビーイングを押し下げることがないようにする必要がある。

仲介事業者の組織が、フリーランスの様々な是正を図っていくことを期待する。

期待する役割の一つとして、フリーランスからの日常的な声・意見や相談の受付がある。生活費が物価高によって上昇している中、フリーランスの報酬は生活費に充てられる。低価格で財やサービスを提供するフリーランスが数多くいれば、報酬は低い方へ引っ張られる。困窮する前に、働く上で困っていることなどを相談できる身近な窓口組織は必要である。

二つ目は、取引間にとどまることなく、価値の高いものをつくるプロセスを共に企画・開発し、結果として供給サイドと需要サイド双方から見て納得の利益が分配されるよう、オープンな社会的なルールづくり、適正な取引慣行づくりを推進する業界的な役割である。

三つ目の役割として、様々な関係者が集まって研修、リスキリングを推進し、変化に応じた人材育成に取り組むことである。特にスタートアップ型のフリーランスの人材投資については、投資により付加価値が生まれるようサプライチェーンに組み入れて支援していくことも重要だと思われる。

今後の取引の仲介事業者の組織の在り方に

については幅広い観点からの検討を期待する。

4 フリーランス事業協同組合

ひとり一人のフリーランスが、発注者や取引先、プラットフォームと対等な交渉を行っていくことは困難である。交渉に応じてもらえない、その打開策として取引拒否等の実力行使をすれば、損害賠償や契約の打ち切りなどが行われることは容易に想像できる。共同行為や集団的交渉を法的に認められている団体として、中小企業等協同組合法（以下、中協法）に基づく事業協同組合がある。

フリーランスという言葉が聞かれる相当以前から、運送、焼き物作家、俳優・声優、脚本家、通訳などの分野で個人事業者が組織する事業協同組合が設立されてきた。最近でも、知的財産や専門人材の育成・スキルアップ等の観点から、漫画家やメイクアップアーティスト、エステティシャンなどの事業協同組合が設立され、共同受注等により経営基盤を安定・強化し、フリーランスの経済的ストレスを軽減している。

フリーランスは組織に属さないため、立場が弱く、不満があっても泣き寝入りするケースも見られるが、情報力や交渉力の格差は正や取引力のある事業者との間で報酬を引き上げるため、中協法に基づき事業協同組合を設立し、「団体協約を締結するための交渉」を行っているケースがある。中協法には、「団体協約を締結するための交渉」に応じる誠実交渉義務、交渉が調わない場合のあっせん又は調停など「組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結」に関する規定が措置されている（中協法9条の2の第1項6号、12項～15項、9条の2の2）。「団体協約」の活用が特に効果を発揮するのは、フリーランスの業界であると考えている。また、組合で教育研修事業（第9条の2の第1項4号）を行うことで、フリーランス同士がお互いに学

び合い、称え合い、人脈形成や各種機関とのネットワークに繋がり又は繋がり直すことができる。

中協法に基づく「団体協約」の締結の最近の例としては、中小・小規模の自動車車体整備業者で組織する日本自動車車体整備協同組合連合会と東京海上日動火災保険株式会社との間で、修理工賃の基準単価を全国平均で18.8%引き上げる内容の「団体協約」が締結されている（朝日新聞4月25日付7面）。

本会では、フリーランスが組織する協同組合等が参考になるような標準契約書ないし標準契約、約款の作成や「団体協約」の活用を促すため（<https://www.chuokai.or.jp/index.php/associationsystem/dantaikyoyaku/>）の広報を本会 HP 等で行っており、最寄りの中小企業団体中央会にご相談いただきたい。

「団体協約を締結するための交渉」以外にも事業協同組合は、人的な相互扶助組織として、フリーランスに気持ちのゆとり、協働することで仕事に生産性向上と付加価値をつけるという意識を生み、しいては地域の課題解決、社会的な貢献活動をも活発化・加速化させていくことに適していると思われる。

フリーランスは個々人の「強み」で勝負していくものであるが、時に応じて他と繋がっていることは仕事の量と質を安定・向上させ、働きにくさを解消する。特にインターネット上の創造的な仕事を長く継続していくには、受注業務の窓口は組合に一本化することや税務・会計、労務、研修、知財管理等の間接部門を一括管理するバックヤード機能、友人知人や地域など属するコミュニティは必要である。事業協同組合を活用すれば、多様なコミュニティを基軸としたコンプライアンスやガバナンス構築にも役立つ。誰かと繋がることで新しい自分と出会い、その新しい自分が他と繋がっていると認識できる環境にいるフリーランスは幸せである。

5 取引適正化法の骨太化

フリーランス法の参照法である下請法の改正法（「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律案」）が今通常国会において成立した。「下請」という表現もなくなり、1日も早く執行の効果を期待している。改正下請法では、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止（価格据え置き取引への対応が新たな禁止行為になる）や支払期日までに代金の手数料を含む満額を得ることができない手形払等は廃止される。フリーランス法にも、施行後の取引実態等を踏まえて、下請法の改正事項のうち必要な項目を反映させるとともに、デジタル化への対応を措置して、将来的には、改正下請法とフリーランス法や下請中小企業振興法（以下、振興法）の「振興基準」をも包含するような骨太な取引適正化法に向かうことを望んでいる。

振興法は、下請法の改正とともに今通常国会で改正されたが、下請法よりも適用対象は広く、「振興事業計画」によって複数のフリーランスが取り組む販路拡大などに幅広く支援が及ぶことを期待したい。振興法の持つ振興理念を活かしたフリーランスの成長事例を全国に水平展開していきたい。

Ⅲ さいごに

発注者と受注者は、双方の当事者間の関係にとどまらず、取引の深層においては地域社会と繋がる。地域住民や消費者とも関連付け、サプライチェーンを更に健全で強靱な構造にし、対等で自由な経済社会を担うフリーランスが活躍することを望んでいる。本会としても、今国会で成立した改正労働安全衛生法を踏まえて安全・安心かつオープンな取引慣行の形成と定着に向けて全力を尽くす所存である。

2 フリーランス・トラブル110番の概要と寄せられる相談事例

山田 康成●弁護士（フリーランス・トラブル110番事務責任者）

I フリーランス・トラブル110番の相談傾向

1 フリーランス・トラブル110番とは

フリーランス・トラブル110番（以下「本事業」という。）は、フリーランス・個人事業主など、雇用関係によらない働き方をする方々のための無料の相談窓口として、第二東京弁護士会が厚生労働省から委託を受け、厚生労働省、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁と連携して2020年11月から行っている事業である⁽¹⁾。

本事業は、弁護士に、無料で、電話やメール、対面（Webでの相談も可能である）で相談することが出来るほか、弁護士があっせん人として行う和解あっせん（ADR・裁判外紛争処理手続）も無料で利用できる。相談件数、和解あっせんの申立件数も制度開始から増加傾向が続き、令和6年度は年間12,323件の相談を受けた。和解あっせんの件数についても、制度開始から令和6年度末までに784件の申立件数に及んでいる。

相談内容のほとんどは、紛争状態が顕在化した段階のものである。そのため、相談員

は、発注者との相談者の関係、引き受けた仕事の内容、契約に至るまでの経緯、契約状況、トラブル発生の原因、解決に向けての相談者の要望を丁寧に聞き取ることになる。そのうえで、相談者にとって適切な紛争解決への道筋のアドバイスを送るほか、紛争解決手段を紹介する。具体的には、本事業に設けた和解あっせんのほか、少額訴訟をはじめとする裁判所の手続を案内することが多い。フリーランス法施行後は、発注者がフリーランス法に違反する行為を行っている疑いがある場合には、公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省などの関係行政機関に対し、フリーランス法違反の被疑事実の申出を案内することもある。このほか、独占禁止法の優越的地位の濫用というべき不公正な取引を強いられているような事例では、独占禁止法違反の疑いがあるものとして公正取引委員会の相談窓口を案内する場合や、相談者がフリーランスとしてではなく労働者としての保護を求めていることに加え、相談内容を聞き取った結果、実際の働き方も労働者としての働き方に近いものと考えられる相談内容については、労働基準監督署を案内する場合もある。

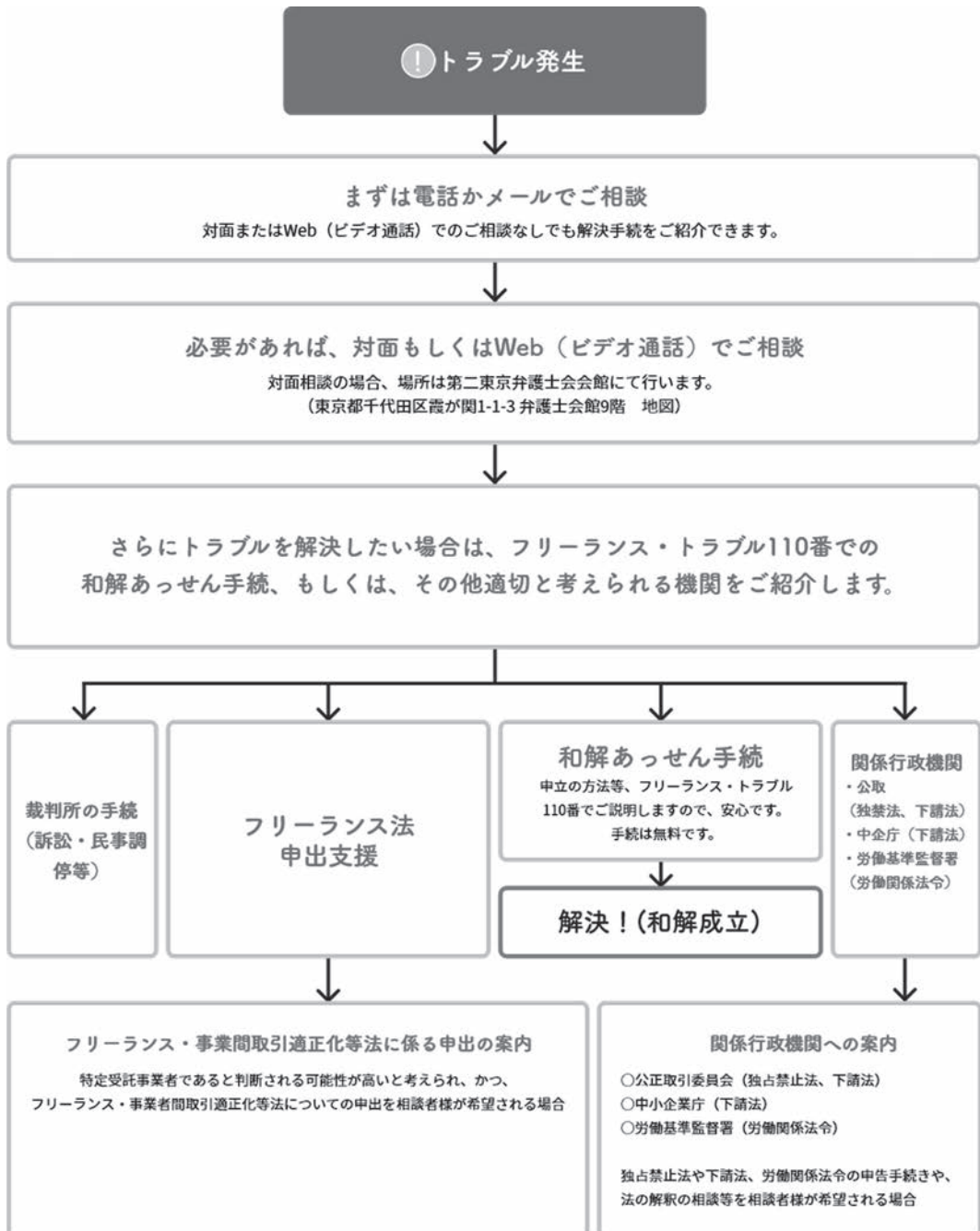
このように、本事業は、フリーランスの方々

(1) 本事業が設けられた経緯については、「フリーランス・トラブル110番（厚労省委託）の意義」（森田茉莉子・季刊労働法276号（2022年春季））が詳しい。

が、仕事を受けるにあたって発注者との間で発生したトラブルを解決するために、相談から紛争解決に至るまでのワンストップで弁護

士が対応する初めてのフリーランス専用相談窓口である。フリーランス法では21条に位置付けられた相談窓口である。

(フリーランス・トラブル110番の相談の流れ)



[引用] フリーランス・トラブル110番ホームページより

2 フリーランス法が施行されてからの本事業の相談傾向の変化

(1) 相談対象者について

本事業の相談対象者は、フリーランス法という「特定受託事業者」である。つまり仕事の委託を受けるフリーランスが相談の対象である。フリーランスが会社を設立した法人の場合でも、雇人がいないいわゆる一人社長のような場合も相談対象となる。反対に、仕事を発注する側のフリーランスは相談の対象者ではない。

(2) 相談対象者の業種・年齢

相談対象者が携わる業種の傾向は、フリーランス法が施行されても変化はない。多い業種は、運送業務とシステム開発・Web制作関係業務である。運送業務は、全体の14.46%、システム開発・Web制作関係業務が、全体の10.0%を占めている。続いて、一人親方などの建設関係、営業代行などの営業職、デザイナーなどのデザイン関係、俳優、タレント、舞台関係者などの舞台・演劇関係、美容師、エステティシャンなどの美容関係、カメラマンや動画編集などの映像、カメラマン関係、ライター、サービス関係、塾講師、音楽教室の講師等の講師業、コンサルタントなどの相談対象者が続いている。

相談対象者の年齢は、30代が最も多く、続いて、40代、20代が続く。

(3) 相談内容の傾向

相談内容の傾向については、法施行前後で大きな変化はない。最も多いのは、報酬の未払いの相談のほか、報酬の支払遅延や報酬が減額されたという報酬に関する相談である。

続いて、取引条件が不明確であることが原因でトラブルとなっている相談は法施行後も変わらず多い。当事者間が認識する契約内容が不明確であることが原因で、支払われるべ

き報酬額について争いとなっていたり、受託した仕事の範囲が不明確になっていたりすることからフリーランスが行わなければならない作業範囲について争いとなっているような相談である。

法施行後、増加傾向にあるのは、フリーランス法の禁止事項である不当な経済上の利益の提供（法5条2項1号）が問題となる相談や、不当な給付内容の変更（法5条2項2号）が問題となる相談である。もっとも、これらに該当する相談件数が統計上増えたのは、実際にそのようなトラブルが増加したというよりも、フリーランス法の禁止事項として定められたため紛争解決の選択肢が増えたという理由によるところが大きい。

不当な経済上の利益の提供は、契約で定められたフリーランスに求められる給付の内容とは別の業務を無償で遂行することが求められている事案で問題となる。同様に、不当な給付内容の変更については、給付の内容が役務提供である場合の業務委託契約において、契約期間中にフリーランスに責任がないのに発注者から契約を解消させられたという事案で主に問題となる。

3 和解あっせん（裁判外紛争解決処理手続）の実際

本事業では、紛争解決の一手段として裁判外紛争処理手続（ADR）として和解あっせんを提供している。あっせん人という役割の10年以上の経験を持つ弁護士により、当事者間の紛争を話し合いによって解決する手続である。この和解あっせんの手続費用も無料である。和解あっせんはWebでの開催も可能であるため、全国のフリーランスからの申立てを受けることが可能である。

報酬未払いの場合、その求める金額は数十万円程度であることが多く、弁護士に委任して交渉や民事訴訟を提起することは、費用や

手続にかかる時間を含めて負担が大きい。そのため、弁護士に委任することなく申立てすることが可能な紛争解決手段として、本事業の和解あっせんのニーズは高い。本事業の電話・メール・Web相談の段階で、和解あっせんを案内したり、迅速・適切な和解あっせんを行うために、適切な申立書の記載方法をアドバイスしたりすることも可能であり、相談から申立てへのスムーズな連携もはかっている。

労働者の場合では、紛争調整委員会のあっせんがあるが、本事業は、そのフリーランス版という役割を担っている。

4 フリーランス法違反の申出の支援

フリーランス法では、フリーランス法の規定に違反する事実がある場合には、違反行為の申出を行うことが出来るようになった（法6条、17条）。

本事業でも、発注者がフリーランス法に違反する行為を行っている疑いがある場合には、申出制度の説明を行い、法違反の構成要件に該当するか相談者の相談内容を整理したうえ、法6条・17条に規定する申出の対象となるような事案であれば、申出が出来る旨、相談者に助言をし、申出の受付フォームを案内する役割を担っている。

本事業がこのようなフリーランス法違反の申出の支援を行った件数は、フリーランス法が施行された令和6年11月以降令和7年3月までの間、227件であった。

なお、フリーランス法の違反行為に該当する取引はフリーランス法が施行された令和6年11月以降に開始した取引から適用される。そのため、令和6年度中はフリーランス法の適用がない相談が多かった。今後は、適用がされる取引の事例が多くなることに応じて、申出支援をする件数は、増加傾向にはなることは予想される。

Ⅱ 相談事例

1 報酬の未払いに関する相談

(1) 報酬の未払い

相談で最も多い類型は、報酬の未払いに関する相談である。フリーランスが想定していた報酬を得られない事態に至る原因は多様であるが、フリーランスが行った業務に対する当事者間の評価に差異が生じていることが原因であることが多い。受注したフリーランスからすると、契約どおり業務を履行したり、成果物を納品したことにより業務が完了したのと考えていたとしても、発注者はフリーランスが行った業務が不十分であると感じたり、期待に沿わない成果物であると判断し報酬を支払ってくれないというパターンである。雇用契約の場合は、定められた勤務時間に労務を提供すれば、仮にその仕事ぶりに使用者が不満を感じても労働基準法24条の賃金全額払いの原則により、賃金を支払わなければならない。これに対し、フリーランスとの業務委託契約や、請負契約の場合は、履行した業務や、成果物に対する発注者の評価が介在してから報酬が支払われることになるため、約束どおりの報酬が支払われず、フリーランスが履行した業務や、成果物の評価に関し紛争が生じてしまうことになる。これらの問題については、発注者に課せられた取引条件の明示義務の項目のうち、フリーランスに求める給付の内容（法3条・施行規則1条1項3号）を適切に明示することによりトラブルを防ぐことが求められる。

このほか、単なる発注者側の都合で報酬が支払われない相談もある。発注者に納品した成果物が販売されたら報酬を支払うとか、ある事業者の下請けとなっている発注者が、元請からの入金があったら支払うという理由で

発注者が支払いを拒んでいる事例もある。これらは報酬の支払いを遅らせる正当な理由にはなりえないことはもちろんであり、フリーランス法で禁止される報酬の支払いの遅延（法4条）や、報酬の減額の禁止（法5条1項2号）で防ぐことが求められる。

発注者の財務状況が悪く報酬が支払われない場合もある。発注者が破産状態に陥った場合、フリーランスの未払報酬請求権は、破産法上の一般債権扱いであり、労働者の場合に適用されるような未払賃金立替金払制度の対象とはならない。当該発注者で働いている従業員とほとんど同じような働き方で業務委託契約を受託しているフリーランスがいる場合は、当該フリーランスに労働者性が認められるか否かは大変重要な問題となる。

(2) 報酬の減額

報酬を一方的に減額されたという相談もある。マッサージ、エステティシャン、スポーツクラブのインストラクターの業務など、多数のフリーランスの受託者が、特定の発注者と同じ条件で契約しているような場合に多い。発注者がフリーランスに対し、契約の引き下げを一方的に通告し、嫌なら辞めるように迫られるので、やむなく合意せざるを得ないというパターンもある。これらのトラブルは、フリーランス法が禁止する報酬の減額（法5条1項2号）で防ぐことが求められる。

委託された業務を履行しても、発注者から罰金や、特別に費用がかかったという名目で、報酬を一方的に減額されたという相談が、特に運送業を中心に多い。例えば、配送の仕事を休むことになった場合に、発注者が他の者に代わりに配送業務を委託したことにより発生した委託料を、仕事を休んだ受注者の負担にさせられたという事例や、配送のミスがあった場合の罰金制度が設けられており、ささいなミスであっても一律の金額で、

一方的に罰金と称して報酬から控除されたという相談である。

発注者が、経過措置により一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず、免税事業者であるフリーランスに対し、消費税相当額を取引価格から引き下げると一方的に通告されたという相談もある。

2 取引条件が不明確であるため発生するトラブル

(1) 契約不交付・内容不明確

契約内容が不明確であることが原因でトラブルとなる事例としては、報酬額が明確に定められていない場合や、求められる給付の内容が明確になっていないことから、いつまでたっても業務が終了したものと認められないという相談がある。これらの問題は、取引条件の明示義務（法3条）や禁止項目である不当なやり直しの禁止（法5条2項2号）で防ぐことが求められる。

事前に報酬額を定めていないトラブルの事例としては、作品の制作が終わってから、かかった作業量に対応する報酬を請求した際に、発注者からその金額の支払を拒否されたという場合が挙げられる。

事前に報酬の合意が出来ない事情としては、発注者と受注するフリーランス双方に、これから発生する業務量、負担の程度に明確な見込みが立たないため、とりあえず業務を開始した場合や、業務の着手に緊急を要するため先に業務に着手したという場合が多い。法施行後は、フリーランス法の解釈ガイドラインが示す具体的な金額を明示することが困難なやむを得ない事情がある場合には、報酬の具体的な金額を定めることとなる算定方法を明示することにより防ぐことが求められる。

(2) 募集情報の的確表示

募集広告では正社員の募集と表示されてい

たのに、実際に応募すると、発注者から業務委託契約を提示されたという相談が寄せられている。このような場合は、フリーランスに誤解を生じさせる募集としてフリーランス法12条違反に該当する可能性があるだけでなく、もっぱら労働者を募集する広告等により募集していた場合には、職業安定法違反に問われる可能性がある。行政の適切な法執行が望まれる。

(3) 契約書に記載のない業務を強いられる場合

契約に業務内容が明確に定められていたとしても、契約に定められた業務とは別の業務を遂行することが求められたという相談も多い。

例えば、契約に定められていない諸々の会議等は無報酬で参加することが義務付けられたという事例、塾やスクールの講師、インストラクターが授業やレッスンが終わってからの生徒からの質問を時間の制限なく受け付けることを求められたり、生徒や保護者に対するフォローと称する営業活動まで求められたりしたものの、当該業務に対する報酬は、授業やレッスンの時間に対応する報酬に含む扱いにされているというような相談である。

このような場合は、不当な経済上の利益の提供要請に該当する可能性があるため、フリーランス法違反の申出をすることにより行政から発注者への指導を通じてトラブルを解決するというのが考えられる。

3 契約の解消に関するトラブル

(1) 発注者からの契約解除

契約期間の途中で一方的に解約されたという相談も多い。特に、当該発注者のために、他の業務の仕事を断ったため、当該発注者の専属状態になっていた場合は、契約を期間途中で解約された場合に受けるフリーランスのダメージは大きい。

成果物を納品する契約の場合に、発注者の要望を聞くために何度も打合せを重ね、制作に着手したものの、制作途中で、発注者のイメージに合わないという理由で、契約がキャンセルされた場合に、途中までにかかった労力に相当する部分の支払いも全くなされていないというような相談もある。

これらの問題を解決するためには、フリーランスに責任がないのに業務委託契約を解除したことにより、フリーランスの給付の全部または一部の受領を拒否した場合は、フリーランス法上の受領拒否の禁止（法5条1項1号）の該当性が問題となる。役務提供の場合は、不当な給付内容の変更の禁止（法5条2項2号）の該当性が問題となる。

もっとも、これらの禁止事項に該当したからといって、ただちに契約の解除そのものが無効になるわけではない。そのため、フリーランスに責任がないのに契約期間の途中で契約を解除されるまでに発生した費用や報酬を発注者がフリーランスに適切に支払うことや、契約途中という相手方の不利な時期に行われた契約の解除によりフリーランスに発生した損害を、民法651条2項1号の規律に基づき発注者がどれだけ填補するかについては、当事者間の交渉にかかることになる。フリーランス法に定める受領拒否の禁止や、不当な給付内容の変更の禁止に該当するとして、発注者に対し行政からの指導があった場合に、行政が、当該契約の解除により発生したフリーランスの不利益に、どのような配慮をしたのかを聞き取る等の調査をするなどして、当事者間の紛争解決を促すような指導が行われることが望まれる。

(2) フリーランスからの契約解除

受託者であるフリーランスの側から契約を解除できないという相談も非常に多い。特に多い業種が配送業である。フリーランスが受

託した業務を開始してみると、募集時に説明された出来高払いの見込み額が実際の報酬金額とは程遠い金額だったり、従事する業務時間が想定以上に長時間に及び心身ともに疲労が蓄積し、この業務を続けられないと考えたフリーランスが、発注者に契約解消を申し入れたところ、発注者がそれを認めず、今辞めると、損害賠償を請求すると言われたという相談は極めて多い。

仕事を辞めたいと言うと、発注者から辞めた後に本来支払われるはずの後払いの報酬を支払わないと告げられ、これを避けるためには、やむなく不本意な契約を続けなければならないというジレンマに陥っている相談者が多い。同じような相談は、エステティシャンや、マッサージの業種にも多く、委託を受けてから1年以内に辞めた場合には違約金を支払えとか、業務を受けた後の研修費用を返還するように求められたという相談も多い。数百万円という違約金を求められたり、研修費用と称する金額が100万円を超えたりするような場合もあり、それらの金額を支払うことができないため、低報酬の業務の継続を強いられているというパターンが多い。これらの問題については、民法90条の公序良俗違反の問題として解決せざるを得ない場合も多い。

4 ハラスメント

発注者からハラスメントを受けたという相談は多い。

相談事例の中では、発注者との人間関係は古くから続いており、当事者間の上下関係が固定化され、一方的な指揮命令を受けているという場合もある。編集業務など、制作現場の一員として組み込まれて業務している場合などに多い。編集長やチームリーダーとの長年の人間関係で上下の序列が固定化された状態が続く、ハラスメントを受け続けているというパターンである。ハラスメントの解消を

発注者に申告すると契約の解消や、今後の業界での評判が下がることを懸念して申告できないという相談もある。

俳優やタレントなどは、事務所との関係が悪くなると仕事の紹介が少なくなることを懸念し、事務所に言われるがままになっているという相談が多い。特に業界の人間関係が狭い場合には、発注者から業界へ悪い風評が広げられることを懸念するあまり抵抗できないという事情があるようである。同様に、地域における風評を懸念する相談もある。都心部に比べ、地方になればなるほど、地域の評判を気にして従属せざるを得ない立場に甘んじている傾向にある。

もっとも、法14条で発注者に求められる法的義務は、フリーランスに対するハラスメント対策に関する体制整備にとどまるため、法14条の規定により直接、ハラスメントが発生している紛争状態を法律により全て解決できるわけではない。法の規律が及ぶのは、発注者にフリーランスに対しても相談体制を設けたり、フリーランスからの申出について事実の調査をすること等が発注者に求められるにとどまるため、本事業の相談対応において送るアドバイスにも一定の限界がある。また、寄せられる相談事例では、発注者となる事業者のほとんどが零細企業であり、実際問題として、法律上、求められる体制が整備されているとは言い難い実態である場合が多い。

5 その他の不利な諸条件が設定されている場合

(1) タレント・俳優など芸能関係者の移籍禁止

タレント・俳優などの芸能関係者が、所属する事務所から辞めることが認められなかったり、辞めることはできても他の事務所への移籍を禁じられたり、辞めた後の芸能活動を認めないと言われ、事務所との契約を解消することができないという相談も多い。

動画配信や配信アプリの広まりを受け、ネット上でのタレント活動をするフリーランスが増えている。特にライブ配信の閲覧者と会話をしたりするライバーという業務が20歳前後の若年層に広がりを見せている。動画配信をするために、芸能事務所に登録することになるが、辞めたいと申し入れるとその事務所から数百万円の違約金が発生すると告げられたり、辞めてもいいが他の動画配信をしていることを発見すると損害賠償請求をすると告げられたりして、怖くなったという相談も多い。

(2) 同業種との取引禁止・競業避止義務の設定

契約書に、発注者と同業種の別の顧客との取引を禁止する契約や、委託契約解消後に、同種の事業を行うことを禁止する契約の締結を強いられている事例がある。フリーランスが発注者からスキルの習得という、フリーランスの育成という負担が生じていないような場合にまで、他業者との取引の禁止を求められたとか、契約解消後の競業避止義務を設けられたという相談も多い。この問題について

も、民法90条の公序良俗違反の問題として解決せざるを得ないことが多い。

6 労働者性が問題となる相談

労働者性が問題となる相談事例も多く寄せられている。例えば、一方的に報酬を減額されたという相談の際に、労働者性が認められれば、労働基準法24条の賃金全額払いの原則や、同法16条の違約罰の禁止の適用があるのに、フリーランスではその適用がないことから、労働者性が認められるか否かが論点となる。

また、これまで正社員として雇用されていたのに、会社から一方的に、これからは業務委託契約に切り替えると言われたが、これまでの働き方が変わらないという相談もある。

フリーランス法では、フリーランスは、あくまで事業者として位置付けられる。そのため事業者としての自覚が求められるが、働き方が事業者ではなく労働者としての働き方となっているのであれば、事業者としての自覚を求めることは酷である。法施行を機に、労働者性の認定の適切な運用を望みたい。

3

フリーランス・事業者間取引
適正化等法の概要と政府の取組松風
武田
立石宏幸
雅弘
祐子

●公正取引委員会事務総局フリーランス取引適正化室長

●前フリーランス取引適正化室長

●厚生労働省雇用環境・均等局参事官（雇用環境政策担当）

本稿では、令和6年11月1日に施行された、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法。以下「本法」という。）の概要を紹介するとともに、本法施行後の主要な取組についても紹介する。法令上の定義や用語などについて、一部置き換えや簡略化して記載しているため、正確な用語などは公正取引委員会公式ホームページに掲載している法律や下位法令、ガイドラインなどを参照されたい。

なお、本稿中、意見にわたる部分は筆者らの個人的見解であり、組織の意見を代表するものではない。

I 本法の概要

1 本法の対象となる取引と当事者

(1) 本法の対象となる当事者

本法は、その当事者として、業務を受託するフリーランスと業務を委託する発注事業者を定義している。

まず、いわゆるフリーランスを本法では特定受託事業者と定義している（本法第2条第1項）。特定受託事業者とは、業務委託の相手方である事業者であって、①個人であって、従業員を使用しないもの、又は②法人であって、一の代表者以外に他の役員がなく、

かつ、従業員を使用しないもののいずれかに該当するものである。

次に、本法の義務等が課せられる発注事業者には2種類あり、業務委託事業者は特定受託事業者に業務委託をする事業者（本法第2条第5項）、特定業務委託事業者は、業務委託事業者であって、①個人であって、従業員を使用するもの、又は②法人であって、二以上の役員があり、又は従業員を使用するもののいずれかに該当するものである（本法第2条第6項）。

以下では、分かりやすさの観点から、特定受託事業者をフリーランスと置き換えて解説している。

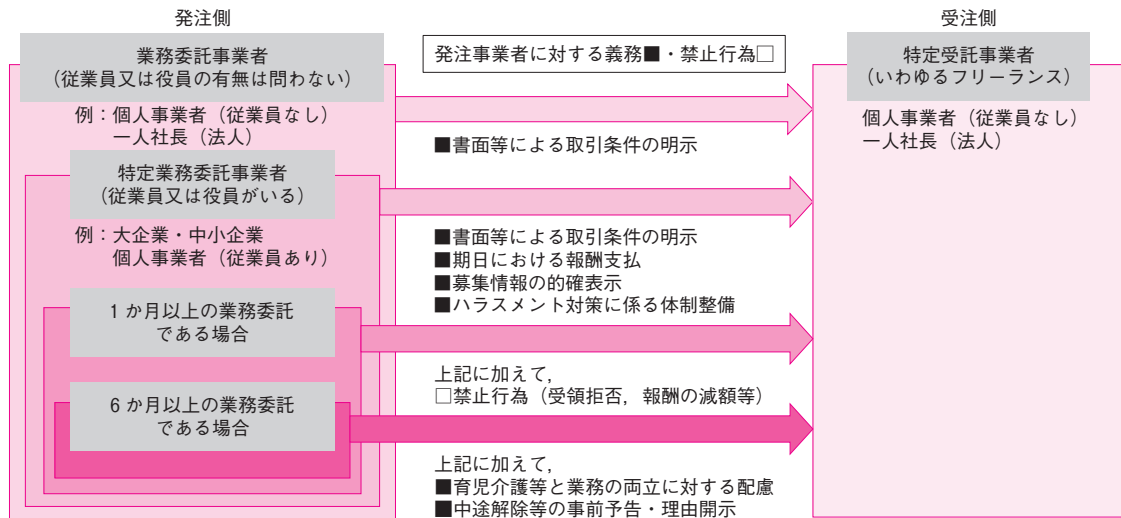
(2) 本法の対象となる取引

本法は、（特定）業務委託事業者とフリーランスとの間の「業務委託」に係る取引に適用される。「業務委託」とは、事業者がその事業のために、他の事業者に、給付に係る仕様、内容等を指定して、物品の製造・加工、情報成果物の作成又は役務の提供を委託することである（本法第2条第3項）。

(3) 義務や禁止行為ごとの適用範囲

ここまで、本法の対象となる当事者と取引について述べたが、本法は、発注事業者が業務委託事業者なのか特定業務委託事業者なのか

図1 本法の対象と規制内容



か、また、どのくらいの期間、業務委託をするのかによって課せられる義務等の規制が異なる。上の図は、本法の対象と規制内容を示したものであるが、概要としては、次のとおりである。

- ア 業務委託事業者がフリーランスに対して業務委託を行う場合、当該業務委託事業者には、取引条件の明示義務が課せられる。
- イ 特定業務委託事業者がフリーランスに対して業務委託を行う場合、当該特定業務委託事業者には、取引条件の明示義務、期日における報酬支払義務、募集情報の的確表示義務、ハラスメント対策に係る体制整備義務が課せられる。
- ウ 特定業務委託事業者が、フリーランスに対して1か月以上の業務委託を行う場合、上記イで述べた4つの義務に加えて、受領拒否や報酬の減額等といった7つの禁止行為が課せられる。
- エ 特定業務委託事業者が、フリーランスに対して6か月以上の業務委託を行う場合、上記イで述べた4つの義務及び上記ウで述べた7つの禁止行為に加えて、育児介護等と業務の両立に対する配慮義務及び中途解

除等の事前予告・理由開示義務が課せられる。

(4) 本法の対象に関するよくある質問

本法は、発注事業者とフリーランスとの取引に着目してできた初めての法律であり、発注事業者にとっては、自身が当事者になるのか、自身の取引が適用対象となるのかという点に最も関心があると考えられる。

このため、本法の対象となる取引や当事者について補足して説明する。

- ア 本法は、フリーランスを特定受託「事業者」と定義し、フリーランスを事業者として捉え、発注事業者とフリーランスとの間の事業者間取引を対象としている。そのため、消費者がフリーランスに対して業務委託を行う場合には、本法の対象とはならない。また、「委託取引」が対象となることから、フリーランスが委託ではなく不特定多数の事業者や消費者に「売買取引」を行っている場合にも本法の対象とはならない。
- イ 繰り返しになるが、本法は事業者間取引が適用対象になる。そのため、労働契約を結び雇用している者との間には本法は適用

されず、労働法が適用される。形式的には業務委託契約を締結している者であっても、実質的に労働基準法上の労働者と判断される場合には、労働基準関係法令が適用され、本法は適用されない。近年、副業が注目を集めているが、特定の事業者との関係で従業員として雇用されている個人が、副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受けている場合には、この法律におけるフリーランスに該当する。

ウ デジタル社会の進展に伴い、発注事業者とフリーランスの間で業務をマッチングする、いわゆる仲介事業者が様々な業種・業界に存在している。本法では、いわゆる仲介事業者に対する規制は設けておらず、単に仲介をしている場合には、本法上の（特定）業務委託事業者には該当しない。しかしながら、フリーランスに対して再委託している場合や実質的にフリーランスに業務委託をしているといえる場合には特定業務委託事業者に該当する。実質的にフリーランスに業務委託をしているといえるかどうかは、委託の内容（業務内容、相手方事業者の選定、報酬の額の決定等）への関与の状況等、契約及び取引実態を総合的に考慮した上で判断する。

2 取引の適正化に係る義務や禁止行為

(1) 取引条件の明示義務（本法第3条）

業務委託事業者は、フリーランスに対し、業務委託をした場合は、直ちに、フリーランスの給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を書面又は電磁的方法により明示しなければならない。本稿では、この義務で重要な明示すべき事項と明示する方法について解説する。

ア 明示すべき事項

明示すべき事項は次のとおりである。

明示すべき事項

- | |
|---|
| ①業務委託事業者及びフリーランスの商号、氏名若しくは名称又は事業者別に付された番号、記号その他の符号であつて業務委託事業者及びフリーランスを識別できるもの |
| ②業務委託をした日 |
| ③フリーランスの給付（提供される役務）の内容 |
| ④フリーランスの給付を受領し、又は役務の提供を受ける期日等 |
| ⑤フリーランスの給付を受領し、又は役務の提供を受ける場所 |
| ⑥フリーランスの給付の内容について検査をする場合は、その検査を完了する期日 |
| ⑦報酬の額 |
| ⑧支払期日 |
| ⑨現金以外の方法で報酬を支払う場合の明示事項 |

イ 明示する方法

本法では、業務委託事業者は書面又は電磁的方法で明示をすることとされている。電磁的方法として許容されているものは、電子メールその他のその受信する者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信により送信する方法（例：電子メール、SMS、SNSのメッセージ機能等のうち、送信者が受信者を特定して送信することのできるもの）か、電磁的記録媒体をもって調製するファイルに明示事項を記録したものを交付する方法（例：電子ファイルのデータを保存したUSBメモリやCD-R等をフリーランスに交付すること）である。

なお、書面で明示をするか電磁的方法で明示をするかは、業務委託事業者が自由に選ぶことが可能であるが、電磁的方法で取引条件を明示した場合、フリーランスから書面の交付を求められたときは、遅滞なく書面を交付しなければならない。他方で、フリーランスの保護に支障が生ずることがない場合には、書面の交付を要しない。

(2) 期日における報酬支払義務（本法第4条）

特定業務委託事業者は、検査をするかどうかを問わず、発注した物品等を受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内で、報酬の支払期日を定めてそれまでに支払わなければならない。当事者間で支払期日を

定めなかったときは、物品等を実際に受領した日が、物品等を受領した日から起算して60日を超えて違法に定めたときは、受領した日から起算して60日を経過した日の前日が、それぞれ支払期日となる。

上記のとりの原則的な支払期日に対して、本法では、「再委託の例外」を設けており、元委託者（特定業務委託事業者に対して業務委託をする事業者）から受けた業務の全部又は一部を、特定業務委託事業者がフリーランスに再委託をし、かつ、①再委託である旨、②元委託者の氏名又は名称、③元委託業務の対価の支払期日をフリーランスに明示した場合、再委託に係る報酬の支払期日は、元委託支払期日から起算して30日以内のできる限り短い期間内で定めることができる。

(3) 禁止行為（本法第5条）

フリーランスに対し、1か月以上の業務委託を行う場合、次に掲げる7つの行為をしてはならないとされている。各禁止行為の概要、違反となる例や留意点について簡潔に述べる。

ア 受領拒否

受領拒否とは、フリーランスの責めに帰すべき事由がないのに、フリーランスの給付の受領を拒むことをいう。例えば、アニメーション制作会社が、放送中のアニメーションの原画作成をフリーランスのアニメーターに委託したが、アニメーションの放送が打ち切りになり原画が不要となったことを理由として、受領しなかったという場合が該当する。

イ 報酬の減額

報酬の減額とは、フリーランスの責めに帰すべき事由がないのに、業務委託時に定めた報酬の額を減ずることをいう。減額の名目、方法、金額の多寡を問わず、業務委託後いつの時点で減じても本法違反とな

る。例えば、ゲーム開発会社が、キャラクターのデザインの作成をフリーランスのイラストレーターに委託しているところ、業績の悪化により作成に係る予算が減少したことを理由に、あらかじめ定めた額より引き下げた報酬の額を支払っていたという場合が該当する。

ウ 返品

返品とは、フリーランスの責めに帰すべき事由がないのに、フリーランスの給付を受領した後、フリーランスにその給付に係る物を引き取らせることである。例えば、イベント企画会社が、イベントで販売する生花のブーケの製造をフリーランスのフラワーデザイナーに委託し、納品されたブーケをいったん受領したが、イベント終了後に売れ残ったブーケについて、不要になったことを理由として引き取らせたという場合が該当する。

エ 買いたたき

買いたたきとは、フリーランスの給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めることである。買いたたきに該当するかどうかは、報酬の額の決定に当たり、フリーランスと十分な協議が行われたかどうかなど対価の決定方法、差別的であるかどうかなど対価の決定内容、「通常支払われる対価」と当該給付に支払われる対価との乖離状況、当該給付に必要な原材料等の価格動向のような要素を勘案して総合的に判断する。

オ 購入・利用強制

購入・利用強制とは、フリーランスの給付の内容を均質にし、又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させることにより、フリーランスにその対価を

負担させることをいう。例えば、番組制作会社が、自社が制作する放送コンテンツの撮影をフリーランスのカメラマンに委託しているところ、自社の関連会社が製作した映画のチケットを、目標枚数を定めて購入させたという場合が該当する。

カ 不当な経済上の利益の提供要請

不当な経済上の利益の提供要請とは、特定業務委託事業者が自己のために、フリーランスに金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、フリーランスの利益を不当に害することをいう。例えば、運送会社が、フリーランスの運送ドライバーに対し、荷物の運送のみを委託しているにもかかわらず、委託内容には含まれていない荷積み作業を無償で行わせたという場合が該当する。

キ 不当な給付内容の変更・やり直し

不当な給付内容の変更・やり直しとは、特定業務委託事業者が、フリーランスにフリーランスの責めに帰すべき事由がないのに、フリーランスの給付の内容を変更させ、又はフリーランスの給付を受領した後に給付をやり直させることにより、フリーランスの利益を不当に害することをいう。例えば、ソフトウェア開発会社が、新規ソフトウェアのプログラム作成をフリーランスのプログラマーに委託したところ、プログラム受領後、あらかじめ定められた検査基準を恣意的に厳しくし、発注内容と異なることを理由に、無償でやり直しをさせたという場合が該当する。

3 就業環境の整備に係る義務

(1) 募集情報の的確表示義務（本法第12条）

特定業務委託事業者は、広告等によりフリーランスの募集を行うときは、その情報について、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならず、正確かつ最新の内容に保たなければならない。

なお、募集を行う者の氏名又は名称等（①氏名又は名称、②住所（所在地）、③連絡先、④業務の内容、⑤業務に従事する場所、⑥報酬の6事項）を欠いた表示をすることは、誤解を生じさせる表示として本法上問題となる。

(2) 育児介護等と業務の両立に対する配慮義務（本法第13条）

特定業務委託事業者は、6か月以上の業務委託について、フリーランスからの申出に応じて、フリーランスが育児介護等と業務を両立できるよう、必要な配慮をしなければならない。また、特定業務委託事業者は、6か月未満の業務委託について、フリーランスからの申出に応じて、フリーランスが育児介護等と業務を両立できるよう、必要な配慮をするよう努めなければならない。

(3) ハラスメント対策に係る体制整備義務（本法第14条）

特定業務委託事業者は、ハラスメント行為⁽¹⁾により特定受託業務従事者⁽²⁾の就業環境を害することのないよう相談対応のための体制整備その他の必要な措置を講じなければならない。また、特定業務委託事業者は、特定受託業務従事者がハラスメントに関する相談を行ったこと等を理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(1) 本法の対象となるハラスメントは、業務委託におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント、パワーハラスメントである。

(2) 特定受託業務従事者とは、特定受託事業者である個人および特定受託事業者である法人の代表者をいう。

(4) 中途解除等の事前予告・理由開示義務 (本法第16条)

特定業務委託事業者は、6か月以上の業務委託に係る契約を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合には、フリーランスに対し少なくとも30日前までにその旨を予告しなければならない。また、予告の日から契約満了までの間に、フリーランスが契約の中途解除や不更新の理由の開示を請求した場合には、特定業務委託事業者は、これを開示しなければならない。

4 違反行為への対応等

本法に違反する事実がある場合、フリーランスは、本法の所管省庁（公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省）に対しその旨を申し出ることができる。フリーランスが公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省の窓口に出頭をしたとき、業務委託事業者はそれを理由に不利益な取扱いをしてはならない。本法の所管省庁は、申出の内容に応じ、必要な調査（報告徴収・立入検査）を行い、申出の内容が事実である場合、本法律の規定に則って、指導・助言のほか、勧告を行い、勧告に従わない場合には、命令・公表を行うことができる。

Ⅱ 本法施行後の主要な取組

令和6年11月1日の本法施行後、公正取引委員会では、本法違反の未然防止のための本法の普及啓発活動に加えて、本法に違反する疑いのある行為を行っている事業者やその業種に関する情報収集を積極的に実施し、迅速かつ適正な法執行に努めている。

1 発注事業者に対する集中調査の実施

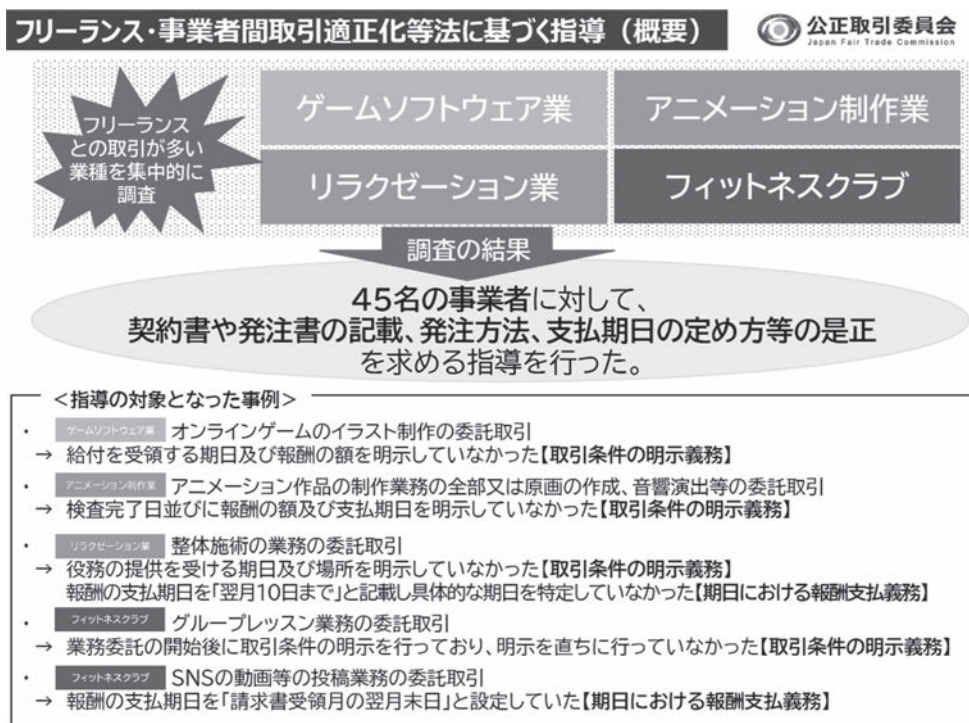
令和6年6月21日に閣議決定された「新し

い資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」では、「問題事例を吸い上げ、本年10月までに問題事例の多い業種を抽出する。結果を踏まえ、本年度内にこれらの業種に対する集中調査を実施する」こととされていることを踏まえ、公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省は、令和6年度フリーランスとの取引に関する調査を、令和7年2月5日から開始した。この調査は、発注事業者とフリーランスとの取引に関して、発注事業者が本法に違反する行為を行っていないかどうかを把握するために行うものであり、発注事業者3万名に対して調査票を发出した。この3万名の発注事業者は、令和6年10月に公表した本法施行前の実態調査なども考慮して、「問題事例の多い業種」などを中心に行うものであり、具体的には、日本標準産業分類でいう「建設業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「学研究、専門・技術サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」及び「他に分類されないサービス業」の9業種が対象となっている。この調査は本法違反事件の情報収集のために行うものであり、ここで得た情報も踏まえつつ、公正取引委員会等において調査を行い、違反があった場合には、迅速かつ適切に対処することとしている。

2 発注事業者45名に対する本法に基づく指導について

公正取引委員会は、これまでに得た情報を踏まえ、フリーランスとの取引が多い業種であるゲームソフトウェア業、アニメーション制作業、リラクゼーション業及びフィットネスクラブの事業者について集中的に調査を行った結果、本法第22条の規定に基づき、45名の事業者に対して、契約書や発注書の記載、発注方法、支払期日の定め方等の是正を求め

図2 指導の概要



る指導を行い、その概要を令和7年3月28日に公表した。

指導の概要は上の図のとおりである。

3 継続的な普及啓発活動の実施

本法は、発注事業者とフリーランスとの取引について、業種横断的に規制がなされているものであり、その対象となる取引や当事者は様々な業界に多種多様に存在している。そのため、本法違反の未然防止を図るために発注事業者に対する普及啓発が重要であるとともに、フリーランスに対しても、法律への正しい理解や自身が本法に違反する行為を受け

たときに公正取引委員会等に申出をするといった対応方法の理解に努めることが重要である。このように多種多様な対象に対して普及啓発活動を行うため、公正取引委員会ではSNSによる定期的な情報発信のほか、公正取引委員会公式YouTubeチャンネルに分かりやすい多くのコンテンツを提供しているので、是非御覧いただきたい。

公正取引委員会公式YouTubeチャンネル



フリーランスによる副業，独立 起業に係る所得税の留意事項

岩崎 政明 ● 明治大学大学院法務研究科専任教授

I はじめに

令和 6（2024）年11月 1 日、『特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律』（令和 5 年法律第25号）が施行された。この法律の趣旨は、働き方の多様化が進み、個人が事業者として受託した業務を安定的に従事することができる環境を整備するため、①特定受託事業者に係る取引の適正化と②特定受託業務従事者の就業環境の整備を図ることにより、国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、特定受託事業者に業務委託をする事業者（特定業務委託事業者）について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付けるものである。「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって従業員を使用しないもの（同法 2 条 1 項）、すなわち、いわゆるフリーランスの個人のことをいう。また、「特定受託業務従事者」とは、特定受託事業者である個人及び特定受託事業者である法人の代表者のことを指すときに用いる（同法 2 条 2 項）。

「個人」として業務委託を受けるフリーランスと「組織」たる特定業務委託事業者とでは、交渉力や情報収集力に格差が生じやすい。フリーランスは個人であるため事業規模

が小さく、特定の業務委託事業者に依存することになりやすいため、結果的に、業務委託事業者が報酬額等の取引条件を主導的立場で決定しやすく、また報酬の支払いを引き延ばすことも多かった。そこで、業務委託事業者とフリーランスとの間の業務委託に係る取引全般に妥当する、業種横断的な最低限の規律が設けられたわけである。

フリーランス・事業者間の取引を適正化するための施策は、当初、令和 2（2020）年 7 月及び令和 3（2021）年 6 月に閣議決定された「成長戦略実行計画」において取り上げられ、より具体的には政府が同年11月に公表した「緊急提言～未来を切り拓く『新しい資本主義』とその起動に向けて～」において、フリーランス保護のための方向性が示され、翌令和 4（2022）年 6 月に閣議決定した「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」において、法案を早期に国会に提出する旨が明らかにされた。さらに、政府は、同年10月28日に閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」において、「新しい資本主義の加速」を重要課題の一つとして打ち出し、具体的政策として、「在職者のキャリアアップのための転職支援として、民間専門家に相談して、リスキリング・転職までを一気通貫で支援する制度を新設する。さらに、地域金融機関等による地域

企業への人材マッチング等に取り組むほか、副業を受け入れる企業への支援を新設する。／あわせて、働く人が自らの意思でリスクリングに取り組み、キャリアを形成していくことを支援する企業への助成率引上げなど、労働者のリスクリングへの支援を強化する」⁽¹⁾と表明していた。

ところで、従業員が勤務先から経済的・就労的な支援を受けて、新しい技能を習得し、フリーランスとして副業をしたり、その後に独立起業をした上で、元の勤務先から注文を受けて、新しい収入を得るようになった場合、その人には、どのような所得税が課税されることになるのであろうか。また、その人が新しい技能を使って収入を得るまでに要した様々な支出は、所得金額の計算に当たって、どのように取り扱われるのであろうか。

本稿は、従業員がリスクリングによって習得した新しい技能を活用して、副業を始めたり、独立起業をしてフリーランスとして業務を開始した場合に直面する所得税の取扱いを検討するものである⁽²⁾。なお、以下においては、前提として、当該従業員が雇用期間中に勤務先からリスクリング支援として給付を受けた一時金等については、勤務先がFRINGE BENEFITとして所得税の源泉徴収をしているものとする。

II

副業・独立起業に要した各種準備的支出に関連する所得税法の規定

従業員が副業を始めるために勤務先のリス

キリング支援制度・フレックスタイム制度等を利用して、コンピュータプログラミング等のIT技術、外国語会話・ビジネス交渉能力、税務・会計・法律知識等の高度なスキルを身につけようと、各種専門学校に入学して学習をするとともに、パソコン、通信機器、コンピュータソフトウェア等を購入した場合、副業を始める前に支出した専門学校の学費（入学料、授業料、教材費等）や機器類・ソフトウェア等の購入費用等の支出は、その後に開始した副業に係る雑所得や独立起業した際の事業所得の金額の計算に当たり必要経費として控除できるであろうか。

業務開始する前に支出した各種準備的支出が所得金額の計算に当たって必要経費と認められるかどうかに関連する所得税法（以下「所税」という。）の規定には、次のものがある。

まずは、繰延資産の制度である。所税2条1項20号は、繰延資産の意義を、「不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務に関し個人が支出する費用のうち支出の効果がその支出の日以後1年以上に及ぶもので政令で定めるものをいう」とする。そして、所得税法施行令（以下「所税令」という。）7条1項は、所税2条1項20号に規定する政令で定める費用の範囲について、「個人が支出する費用（資産の取得に要した金額とされるべき費用及び前払費用を除く。）のうち次に掲げるものとする」と規定し、次の3つの費用を列挙する。

1号 開業費（不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を開始するまでの間

(1) https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2022-2/20221028_taisaku.pdf（2025/5/11確認）の22-23頁を参照。

(2) 筆者の関連先行業績として、岩崎政明「所得税法における繰延資産の範囲と償却方法」税務事例研究194号（2023年）21-40頁、岩崎政明「リスクリング、副業、起業の際の所得課税上の留意点」税大ジャーナル36号（2024年）1-13頁がある。

に開業準備のために特別に支出する費用をいう。)

2号 開発費（新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、資源の開発又は市場の開拓のために特別に支出する費用をいう。)

3号 前二号に掲げるもののほか、次に掲げる費用で支出の効果がその支出の日以後1年以上に及ぶもの

イ 自己が便益を受ける公共的施設又は共同的施設の設置又は改良のために支出する費用

ロ 資産を賃借し又は使用するために支出する権利金、立ちのき料その他の費用

ハ 役務の提供を受けるために支出する権利金その他の費用

ニ 製品等の広告宣伝の用に供する資産を贈与したことにより生ずる費用

ホ イからニまでに掲げる費用のほか、自己が便益を受けるために支出する費用

なお、所税令7条2項は、繰延資産とされる費用から除外される上記の前払費用とは、個人が一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出する費用のうち、その支出する日の属する年の12月31日（年の中途において死亡し又は出国をした場合には、その死亡又は出国の時）においてまだ提供を受けていない役務に対応するものをいう、と規定している⁽³⁾。

他方、繰延資産の償却費の計算及びその償却方法については、所税50条1項が、「居住者のその年12月31日における繰延資産につきその償却費として第37条（必要経費）の規定によりその者の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、その繰延資産に係る支出の効果が及ぶ期間を基礎とし

て政令で定めるところにより計算した金額とする」と規定し、また、同条2項が「前項に定めるもののほか、繰延資産の償却に関し必要な事項は、政令で定める」としている。

そして、所税令137条1項は、繰延資産の償却費の金額について、所税令7条1項1号（開業費）又は2号（開発費）に掲げる繰延資産については、「その繰延資産の額を60で除し、これにその年において不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を行っていた期間の月数（……）を乗じて計算した金額」（すなわち、60か月間（5年間）にわたり均等に計算された金額を償却する。）とし（所税令137条1項1号）、所税令7条1項3号に掲げる繰延資産については、「その繰延資産の額をその繰延資産となる費用の支出の効果が及ぶ期間の月数で除し、これに前号に規定する業務を行っていた期間の月数を乗じて計算した金額」とする（所税令137条1項2号）。

ただし、上記1号又は2号所定の開業費又は開発費については、いわゆる任意償却を選択することができるので、任意のタイミングで必要経費に算入し確定申告をすることができる（所税令137条3項）。

また、繰延資産の額の一括償却について、まず所税令139条1項は、減価償却資産で取得価額が20万円未満であるものについては、当該資産の全部又は特定の一部を一括したものの（以下「一括償却資産」という。）の取得価額の合計額をその業務の用に供した年以後3年間の各年の費用の額とする方法を選択したときは、必要経費に算入する金額は、当該一括償却資産の取得価額の合計額（以下「一括償却対象額」という。）を3で除して計算した金額とするとし、次に所税令139条の2

（3）繰延資産の範囲に関する所得税法令の解説として、武田昌輔監修『DHC コンメンタール所得税法2』（第一法規、1983刊・2025/5加除済）144-154頁がある。

は、所税令7条1項3号（その他繰延費用）に掲げる費用のうちその支出する金額が20万円未満であるものについては、その支出する金額に相当する金額を、その者のその支出する日の属する年分の必要経費に算入すると規定している⁽⁴⁾。

次は、減価償却制度である。所税2条1項19号は、「不動産所得若しくは雑所得の基因となり、又は不動産所得、事業所得、山林所得若しくは雑所得を生ずべき業務の用に供される建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産で償却をすべきものとして政令で定めるもの」を減価償却資産と定義し（具体的な減価償却資産の範囲は、所税令6条で定められている。）、その償却の方法・償却費の計算について、所税49条は、「居住者のその年12月31日において有する減価償却資産につきその償却費として第37条（必要経費）の規定によりその者の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、その取得をした日及びその種類の区分に応じ、償却費が毎年同一となる償却の方法……に基づき政令で定めるところにより計算した金額とする」と規定する。

政令で定める償却方法は、所税令6条所定の減価償却資産の種類に応じて納税者が選択することができる（所税49条1項）。選択できる償却方法は、所税令6条所定の減価償却資産の種類に応じて個別に定められており、減価償却資産として、工具、器具及び備品（所税令6条7号）については定額法又は定率法が、またソフトウェアのような無形固定資産（所税令6条8号）については定額法が掲げられている（所税令120条の2第1項2

号・4号。なお、所轄税務署長の承認による特別な償却の方法の選択については、所税令120条の3）。また、法定耐用年数は、財務省令の別表である耐用年数表において個別の減価償却資産ごとに定められている（所税令129条）。

新たに業務を始めた場合には、減価償却資産の種類ごとに減価償却の方法を選定して、その翌年の3月15日までに所轄税務署長に届け出なければならない（所税令123条）。この届出がない場合には、法定の償却方法である定額法により計算されることになる（所税令125条）。そして、「居住者の有する減価償却資産につきその償却費としてその者の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、当該資産につきその者が採用している償却の方法に基づいて計算した金額とする」（所税令131条）とされている（その特例は、所税令132条ないし136条）。

以下においては、これらの関係法令に基づき、業務開始前の各種支出について、繰延資産又は減価償却資産としての処理が認められるか否か、これが認められるとした場合の償却費の計算はどのようになるか、他方これが認められないとした場合の処理はどうなるのかについて検討する。

Ⅲ 副業開始時における雑所得課税の留意事項

1 専門学校等に支払った学費は副業に係る繰延資産になるか

従業員は高額の学費を支払い専門技術を身につけ、その専門技術を身につける手段として機器類・ソフトウェア等を購入し、副業と

(4) 償却方法に関する所得税法令の解説として、武田監修・前掲注(3)『DHC コメントール所得税法2-2』3921-3993頁がある。

して、フリーランスの専門技術者の立場で、社外からの注文を受けて収入を得る業務を始めるのであるから、こうした学費、機器類・ソフトウェア等の購入費用とフリーランスとしての業務による雑所得に係る総収入金額との間には相当の因果関係がある。まず、こうしたスキルアップのための学費を、開業後の雑所得の金額の計算に当たって、「開発費」として必要経費に算入できるであろうか。

所税令7条1項2号は繰延資産としての開発費を「新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、資源の開発又は市場の開拓のために特別に支出する費用をいう」と定義している。この定義自体は、法人税法上の開発費の定義と同じである（法人税法施行令14条1項3号）。そこで、スキルアップのための諸費用がここにいう「新たな技術の採用のために特別に支出する費用」に該当するかどうかを検討しよう。

新たな技術の採用に係る開発費とはどのようなものをいうのかであるが、その具体例は、所得税基本通達にも法人税基本通達にも何ら示されていない。しばしば対比されるのが、会計学上の費用となる「研究開発費」ないし法人税法上の損金となる「試験研究費」（租税特別措置法42条の4）と繰延資産としての「開発費」との違いである。

企業会計審議会による『研究開発費等に係る会計基準』⁽⁵⁾によると、「研究とは、新しい知識の発見を目的とした計画的な調査及び探究をいう。／開発とは、新しい製品・サービス・生産方法（以下、「製品等」という。）についての計画若しくは設計又は既存の製品等を著しく改良するための計画若しくは設計として、研究の成果その他の知識を具体化することをいう」と定義されており、これに対

して、企業会計基準委員会『繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い（ただし企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（2020年3月31日改正）による改正後のもの）』⁽⁶⁾によると、「開発費とは、新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓等のために支出した費用、生産能率の向上又は生産計画の変更等により、設備の大規模な配置替えを行った場合等の費用をいう。ただし、経常費の性格をもつものは開発費には含まれない」とされている。以上を総合すれば、継続的な研究開発業務のために支出した費用が「研究開発費」（ないし「試験研究費」）であり、従前には行っていなかった新技術の開発を始めるために支出した特別な費用が開発費（繰延資産）になるといえそうである。

そうすると、従業員が勤務先のリスキング支援制度を利用し、リスキング、すなわち副業や転職のように、新しい仕事・職務に移行するために必要な技能（スキル）を習得するために学費を支出したのであるから、その後始めた副業に係る開発費に該当するといえるのではないかと思われる（ただし、副業を始めなければ、学費は家事費（所税45条1項1号）にすぎないことになろう。）。

2 機器類・ソフトウェア等の購入費用は副業に係る繰延資産になるか

副業を始めるために支出した機器類・ソフトウェア等の購入費用は、資産を取得するために要した支出であって、将来における費用の前払に相当するものではないので、繰延資産には該当しない。そこで、次に、こうした購入費用が、減価償却資産として、雑所得の金額の計算に当たり償却費を必要経費として

(5) https://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/kaikai/tosin/1a909e2.htm (2025/5/11確認)

(6) https://www.asb-j.jp/wp-content/uploads/sites/4/accounting-policies20200331_02.pdf (2025/5/11確認)

控除できるかどうかを検討する。

これらの機器類・ソフトウェア等が減価償却資産となるのは、これらの機材を業務の用に供する（所税2条1項19号）とともに、その減価償却資産の種類に応じて（所税令6条7号）、償却方法の選定について所轄税務署長に届出の手續（所税49条、所税令120条1項2号、123条）を行ったときである。

それゆえ、従業員が購入した機器類・ソフトウェア等が雑所得に係る減価償却資産であるというためには、従業員が始めた副業の対価が雑所得の基因となる業務上の収入金額である必要がある。そのためには、当該行為の営利性、有償性の有無、継続性・反覆性の有無のほか、業務としての社会的客観性の有無が問われなければならない⁽⁷⁾。一度だけ社外からの注文に応じて役務を提供して対価を得たとしても、それだけで、直ちに業務が開始されたといえるわけではない。また、雑所得の基因となる業務であるかどうかは主観的に決まるわけでもない。たとえば、デジタル・デザイナー、ソフトウェア・エンジニア等として、収入を得る意図や目的があって始めたとしても、注文主が現れなければ、趣味としての活動に止まるので、業務といえるかどうかは客観的に判断されるべきものである。これらの機器類・ソフトウェア等をデジタル・デザイナー、ソフトウェア・エンジニアとしての各種プログラミングのために使用したとしても、業務性がなければ、その購入費用は家事費ということになる。

それゆえ、従業員が勤務先のリスキング支援制度を利用し、新しい仕事・職務に移行するために必要な技能（スキル）を習得した上で、副業として、外注を受けるに至っていれば、その業務性が生じた年に、すでに各種

プログラミングに使用してきた機器類・ソフトウェア等につき中古資産としてその時点での価値を評価した上で、確定申告期限までにその減価償却方法の選定について所轄税務署長に届出をすれば、雑所得の金額の計算に当たり、当該年分の償却額を必要経費として控除することができるかと解されよう。

IV

独立起業時における事業所得課税の留意事項

1 独立起業までに支出した諸金員に係る必要経費算入

従業員が、勤務先のリスキング支援制度と休職・フレックスタイム等を利用し、税理士・公認会計士専門学校、法科大学院や法律専門学校に入学して勉強をし、国家試験に合格して税理士・公認会計士・弁護士・司法書士・行政書士などの資格を取得して、一定期間は会社の勤務を継続した後に、独立して各種士業会への入会・登録をし、オフィスビルを賃借し、事務所を開設して事業を始めた場合、開業までに要した様々な支出を、その後の事業所得の金額の計算に当たり必要経費として控除することができるであろうか。

まず第1は、事務所を開設するためのオフィスビル貸室の賃借契約に係る①保証金と②礼金（権利金）の税務処理である。①の返還が予定される保証金は、差入保証金として税務会計上も租税法上もいったん資産計上され、契約終了時まで償却されない。契約終了時において、貸室の修繕費や未払賃料があればそれらと精算の上、返還されない部分の金額について資産損失として必要経費に算入することになる。これに対して、②の礼金については、所税令7条1項3号口所定の「その

(7) 金子宏『租税法（第24版）』（弘文堂、2021年）314頁注を参照。

他繰延費用」として、いったん繰延資産に計上した上で、実際の賃借期間（賃借期間が60か月未満のとき）により均等償却するか又は60か月間で均等償却する（所税50条、所税令137条1項2号）こととなる。

第2は、事務所として必要な内装費と事務机等の備品費・機器類購入費の税務処理である。内装費及び備品費は繰延資産ではなく、いずれも減価償却資産である。償却方法は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に記載されている耐用年数表によることとなるが、内装費については、自社所有建物の内装と賃貸建物の内装とでは異なる取扱いが定められている。賃貸建物の内装費は、その造作した建物の耐用年数及びその造作の種類・用途・使用材質等を勘案して合理的に耐用年数を見積もることとされている（耐用年数の適用等に関する取扱通達1-1-3）⁽⁸⁾。また、備品費については、耐用年数表において各種品目ごとに個別の耐用年数が定められているところ、事務机（金属製）については15年とされている。機器類購入費についても耐用年数表に基づき減価償却をすることになる。

第3は、広告宣伝費の税務処理である。広告宣伝費に相当するものは、オープン告知用のポスター等の印刷費、ホームページ制作費、名刺制作費等様々なものがあるが、これらは事務所の開業に関連する費用である限り、いずれも所税令7条1項1号所定の開業費として繰延資産に該当する。それゆえ、その償却については、60か月間の均等償却（所税令137条1項1号）又は任意償却（所税令137条3項）を選択できる。ただし、名刺制作費のような単価20万円未満の費用は、一括償却対象額となる（所税令139条1項）。

第4は、事務所を新規開業するに当たって

加入した各種士業に係る単位会（支部会）・連合会への新規入会金・登録料・開業時負担金等の税務処理である。単位会や連合会への加入については、各種士業に係る根拠法令によって強制加入のものと任意加入のものがあるが、いずれにせよ加入したとすれば、これらの支出は「自己が便益を受けるために支出する費用」と解することができるから、所税令7条1項3号ホ所定の繰延資産に該当するといえよう。その償却については、その繰延資産の額をその繰延資産となる費用の支出の効果の及ぶ期間の月数で除し、これに業務を行っていた期間の月数を乗じて計算した金額（所税令137条1項2号）となる。

2 償却期間経過後における繰延資産の任意償却の可否

無事開業することができたとしても、開業後5年間は赤字であったため、繰延資産の償却費を必要経費に算入していなかったとする。6年目になってようやく黒字になったので、繰延資産の償却費を必要経費に算入しようとした場合、どのような償却方法をとることができるであろうか。

繰延資産の償却費の計算については、60か月の均等償却又は任意償却のいずれかの方法による（所税令137条1項1号、3項）ところ、任意償却は、繰延資産の額の範囲内の金額について償却を認めることとされているだけで、その下限は設けられていないので、支出した年に全額を償却しても、全く償却しなくともよいことになる。

また、繰延資産に相当する費用を支出した後、60か月を経過したときには償却費を必要経費に算入することができないという特段の規定もない。国税庁が公表している課税取扱

(8) なお、国税庁タックスアンサー No.5406 (<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5406.htm> (2025/5/11確認)) も参照。

でも、繰延資産の未償却額は、いつでも任意償却することができるとされている⁽⁹⁾。

それゆえ、黒字となった開業後6年目の年分の事業所得の金額の計算において、繰延資産の償却費を必要経費として計上すればよいことになると解される。

V おわりに

本稿では、従業員が勤務先のリスキング支援制度により習得した新しい技能を活用して、副業を始めたり、独立起業をしてフリーランスとして業務を開始した場合に直面する

所得税の取扱いを整理した。業務を開始するまでの間には、様々な準備的支出が必要になるが、それらが繰延資産又は減価償却費として、開業後の雑所得又は事業所得の金額の計算に当たり、必要経費として控除できるか否か、必要経費として控除することができる範囲とその計算方法等を所得税法令の規定に則して、できるだけ具体的に検討してきた。『特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律』の施行により、今後、様々な業務分野においてフリーランスとして働く人が増えると予想される。本稿がそのような場合の一助となれば幸いである。

(9) 国税庁質疑応答事例「償却期間経過後における開業費の任意償却」<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shotoku/04/08.htm> (2025/5/11確認)